

## 平成30年度第1回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日 時 平成31年2月19日（火） 15時10分から16時45分

2 場 所 高知城ホール 4階 多目的ホール

3 出席者

### 【委員】

入江委員、岡村委員、片岡委員、澤谷委員、竹島（春）委員、田村委員、恒石委員、津野委員、中澤（清）委員、西村委員、平野委員、福島委員、松本委員、南委員  
（20名中14名出席）

### 【事務局】

門田地域福祉部長、西野障害福祉課長、他

4 議事内容

（1）平成31年度障害者施策の概要について

事務局から平成31年度障害者施策の概要、要配慮者支援について説明した後、質疑応答。

（2）その他報告事項

事務局から知事部局における障害者雇用の状況について説明した後、質疑応答。

## 【質疑応答要旨】

### (1) 平成31年度障害者施策の概要について

#### (委員)

- ・精神疾病は移動に時間がかかるため、去年の県議会で交通機関で精神疾病が半額になるようにする意見書も採択され、交通機関で精神疾病も半額になる。目的がある場合、介助者の飛行機代等を年に2回程度現金補助等してもらえないか。
- ・春野にかけての避難タワーのカギが全てかかっていた。「ぶんごのはな」の山の避難所にも鍵がかかっており、海にいたとき、山の上まで駆け上がるのでできない人は避難ができない。平常時から解放していないと、私からすると半分意味が無い。平常時に事故が起きないようにとのことだろうが、どうやればいつでも誰でも安心して避難できるか考えてもらいたい。
- ・山田特別支援学校では100人ぐらいで授業するべきところを200人ぐらいで授業していると聞いた。どうやって国で定めた人数で授業を受けさせるのか。

#### (事務局)

- ・今年1月よりANA、JALでは障害種別を問わず割引が受けられるようになった。介助者については1名割引になる航空会社の運賃割引制度が利用できると思う。
- ・航空会社は動いてくれたが、県は航空会社、JR、高速道路の割引の要望を厚労省に提言しているので、引き続き提言していく。
- ・避難場所については市町村が管理しているものだと思うが、避難行動の要支援者をどうするかということは度々出てくるので、それと併せて担当課に伝えておく。

#### (事務局)

- ・山田養護学校の狭隘化、大局化していることへの対策としては、高等部の入学者への対策として日高養護学校初月分校の平成31年度入学定員を拡大したりするなどしている。将来を見据えた改善、解消の方策を、関係市町村とも連携して総合的に検討を進めているところである。

#### (委員)

- ・鉄道関係は重度障害者の場合、本人も含めて介護者も半額になっている。ただ、JRは単独乗車の場合は100キロ未満は半額にならない。
- ・新幹線の料金と高速道路料金を半額にしてもらえるよう以前からお願いしているが難しい。

#### (委員)

- ・17ページの現状で専門医師の養成等、拡充や新事業が記載されているが、11ページの「発達障害者における取り組みでは前年と変わっていない。事業費が横這いで拡大や充実ができるのか。

#### (事務局)

- ・11ページ(3)の「障害のあるこどもへの支援の充実」中の発達障害専門医養成研修事業は来年度も高知ギルバーク神経精神医学センターにおける研修が行われ、大きな変動はないが、高知大学の医学部における寄附講座を、発達障害の専門医、専門職の人材育成に取り組んでもらうように内容を変えることで拡大する。

(委員)

・保健士の見立て認定によりサービスは受けられるようになっているが、療育福祉センターの認定を1年以上かかるような状況を見ると、専門医の養成は重要だと保護者は心配している。

(事務局)

・早期に診察を受けられるように医師の確保、養成は引き続き行っていくが、ドクターの努力で新患待機は1年を切ってきている。

(委員)

・13ページの強度行動障害のサービス利用促進事業の事業費が9割ぐらい減っているが、どんな事業を展開するのか。

(事務局)

・強度行動障害サービス利用促進事業とは通所の生活介護を受けながら在宅で暮らす行動障害のある方を支援するために、職員を追加で配置した場合の人件費の補助事業。30年度新たに実施し、1市が利用している。制度導入時の調査では在宅で生活介護を受けたい方は9名いたので、他の市町村にも働きかけていく。

・予算額は市町村からの要望が少なかったため少なくなっている。年度途中での調整は可能であると思う。

(委員)

・寄附講座について県が手を引くとやらなくなるということでは困るので、医学部できちんとやってもらえるように要請してほしい。また医学部の教育の中で障害者の問題をきちんと勉強してもらわないと、前段の障害者差別解消の理念の中で出てきた医療機関での問題もなくなる。大学の責任でやってもらわないと、発達障害の診断のような問題はいつまでも議論しなくてはならなくなる。

・医師の少ない県が全国で半分ぐらいあり、そこに医師の多い県から回すという施策を始めるということを昨日、今日テレビ報道していたが、高知県は医師過剰県となっており、療育福祉センター等障害者の医療に関わる医師が減るのではないかと懸念がある。本当にほしいところに医師がいないわけなので、こういう施策はやめてほしいと県から言ってほしい。

(会長)

・寄附講座はこの予算に入っているのか。

(事務局)

・寄附講座は内容を変えただけなので、前年度と変わらず2300万円。

・大学とは5年間寄附講座を行う協定を結んでおり、この間で一定専門医を養成する。発達障害専門医自体はそんなに少ない県ではないので、小児科医等も診断ができるような形で、県としては手を出していきたい。

(委員)

・人口的には医師は多いが、医局制度が無くなり、症例、給料の多い好きなどころに就職できるようになったため、専門教育をきちんとしても、実態的にはほしいところに医師がいない。寄附講座がいいのか、奨学金で縛るのがいいのかは分からないが、発達障害を診断できる医師を療育福祉センター、付属病院、安芸や県民病院にきちんと定着させる施策を考えてほしい。卒業後何年間かは療育福祉センターに座ってほしいという思いを医学生にも伝えてほしい。

(委員)

- ・全国から観光に来る仲間が増えているが、例えば牧野植物園や坂本竜馬記念館等、音声情報に関する字幕、手話が無いと必ず言われる。情報が少ないと楽しみも少なくなるということがあるが、緊急時の対応にもつながってくるのではないかな。
- ・県もそうだが、観光案内所では筆談で対応がされている。これは、私たちは手話を使いたいが、聞こえる側の方法で対応している状態である。私たちも日本人であり、外国人のような対応をされるのはもう嫌だ。

(事務局)

- ・観光振興部のおもてなし県民会議バリアフリー部会で具体的な要望を提起させていただいて、窓口を設置するにあたってはそういう対応をしていただけるように検討してもらえよう強く要請する。
- ・手話をきちんと言語として使えることは障害者差別解消条例の中でも一定規定したいと考えている。

(委員)

- ・バリアフリー観光に関しての研修は非常によいと思う。点字ブロック、点字メニュー、点字案内などのハード面の整備もありがたいが、視覚障害者の対応に慣れているところはそっと手を添えて手引きをしてくれたり、強くお願いしなくてもバイキングの盛り付けをしてくれたりする。来年度も宿泊施設や普通のお店にしっかりとソフト面の研修をしてほしい。

(事務局)

- ・今年度の研修やセミナーのアンケートには「ハード面ばかり気にしていたが、ソフト面、やる気が大事なんだと気がついた」という回答もあったようなので、引き続き研修に力を入れていただくよう要請する。

(委員)

- ・重症心身障害児者は外泊や県外に遊びに行ったとき等に緊急のケアが必要になったときに受け入れてくれる医療機関が無いと、こういう病名でこういう医療をしているということを電子化してどこでもわかるようにする医療的ケア児等医療情報共有システムが始まると聞いた。全国支部長会議では1月から3月の間にできるだけ登録してほしいと言われたが、説明をしてほしい。

(事務局)

- ・高知県ではこういう状態ですということをお答えできるものを持ち合わせていないので、情報を確認の上、ご報告することによろしいか。

(委員)

- ・かなり個人情報が入ってくると思うが、システムを運営する会社とデータを管理する会社が分かれていると聞いたので、大事なことに関わると思う。

(委員)

- ・資料の18ページは医療的ケアと医療を混同した書き方になっている。業界では痰吸引のようなケアが無ければ学校に通えないお子さんのために一定の研修を受けた福祉関係者や教育関係者ができる範囲のことが医療的ケアであると押さえているので、医師ができる医行為、看護師のできる範疇とは分けて話してもらわないとならない。

(事務局)

- ・医療的ケア児に医療は必要なわけで、「医療的ケア」で切るか、医療的ケア児に必要な「医療」で切るか等で異なる。法律もあるので研究する。

(委員)

・子どもだけでなく、年を取ると医療やケアが必要になってくるが、自分で病院に行ける人もいるし、行けない人、行きづらい人もいる。例えば保育所の保育支援の中では訪問看護が受けられない等、医療、医療ケア、看護師が行う医療行為を受けさせたい人がいても、法の縛りで受けさせられない場合が実際にある。障害を持った人が障害を持たない人が当然受けられる医療を受けられないのは人権問題でもあるし、行政としても考えてもらいたい。

(委員)

- ・年間を通じてどのような状況でどのくらいの方が理解を深めたとか、発達障害を診られる窓口がどこにできたとか、ギルバークの研修の具体的な成果が分かればありがたい。
- ・やっと根付いたかなと思った先生が県外に行き、医大から若い先生が来る繰り返しの印象。発達障害は特性がいろいろ違うので、ベテランの先生が診ないと判定ができるのかとか、若い先生は何も知らないとか、若い先生に経験を積んでもらうこととか、療育福祉センターの小児の精神科が無くなっているのはその後どうなっているのかとか、いろいろな現実を突きつけられている。先生の数、質を上げたり、いろいろな面で後押しをお願いしたい。
- ・発達支援部は発達障害者支援センターと名前も広がって、パワーアップしたのかと楽しみにしていたが、スタッフの人数が1人減ったと聞いて、ショックを受けた。そのことについて一言お願いしたい。

(事務局)

- ・ギルバークの研修については一部ホームページに掲載しているが、研修の成果や受講者数等は次回までに整理して紹介したい。
- ・30年度は事情があり、人事異動があったが、基本的に縮小は考えておらず、(者)の対応にも力を入れていく。

## (2) その他報告事項

(委員)

- ・障害職員の障害別の内訳を知りたい。
- ・この障害者雇用率のパーセンテージに入っている者は障害者手帳を所持している者と理解してよいのか。
- ・資料中にあった「障害者手帳を持っている者と同等の者」というのはどういう意味か。

(事務局)

- ・国には「精神障害が7名、他は身体障害」と説明している。今回合格した方については2名と少ないので、障害の種別までここで申し上げることは控える。
- ・雇用率に含める障害者は障害者雇用促進法の要件に則して、障害者手帳を持っている者、あるいは都道府県の指定する医師による診断書のある者としている。
- ・報道資料1ページ目の下に出てくる「同等の障害があると判断したこと」とは、所属等のヒアリングで障害者手帳は持っていないが、同程度の障害を持つと思われる

職員を数に入れていたことは不適切だったということである。

(委員)

- ・身体障害者全体の人数ではなく、視覚障害何名、聴覚障害何名、肢体障害何名という内訳が知りたい。
- ・視覚障害者にとってまだまだ事務は敷居が高いので、新しく事務以外の業務もないかと考えている。金融機関ではヘルスキーパーとしての雇用の例もあるので、そうした職種で採用していただければ、視覚障害者が働ける場所が増えると思う。

(事務局)

- ・今の障害者枠の採用は、一定の配慮はしつつも、通常の行政職員としての採用である。ただ一定の職種に限定した採用や、障害種別に応じたそれぞれの枠での採用も場合によっては検討する必要もあるかと考えている。しかしどういった業務が可能であるかやキャリアプランをどうするか等を考える必要があるので、他県の状況も踏まえながら検討していく必要があると考えている。
- ・区分別の障害者数は今手元に資料がない。また障害のある職員数は少ないので、数字を出していいかこの場で判断はできない。

(会長)

- ・可能であれば次回までに出していただき、駄目であればその理由をお示しいただく。

(事務局)

- ・事務局を通じて返させていただきます。

(委員)

- ・「自力で通勤可能」、「介助がなくても業務が遂行可能」という条件が、昨年秋の県立病院の採用試験にはあったが、どうか。

(事務局)

- ・県と同じ形で削除している。

(会長)

- ・県立病院は県と同じ。医療センターは団体が異なるので、取り扱いが異なるということか。

(事務局)

- ・医療センターの取り扱いが異なっているかは分からないので、確認する。

(委員)

- ・庁内の定型的な業務を集約して行うワークステーションを作るということだが、他の人と触れ合いながら働きたい障害者もいるかもしれないし、こういうところの方が働きやすい人もいるかもしれない。こういうふうな段階を作る、こういうふうな条件でやっていくということを提示してもらって、障害者施策推進協議会で議論しなくてはいけなかったのではないか。障害者だけを一つにまとめる危険性を権利条約等が指摘しているわけだから、そのミニ版を作るようなことになっては困る。

(事務局)

- ・各所属で健常者と一緒に活躍している非常勤が今14名いる。今回はさらに健常者と一緒に働く所属を10所属拡大するとともに障害を持つ方が一緒に集まって作業する場、ワークステーションという新しい仕組みを取り入れる。皆様のご事情やお考えに沿った雇用の場を構えたいと考えている。

(事務局)

・業務をお示したうえでワークステーション用の非常勤を募集するのであり、非常勤で雇っておいて、「あなたはワークステーションに行きなさい」という形にはならない。

(委員)

・追加の採用では精神障害、知的障害にも拡大ということだが、私は応募しにくいと思う。事務局は今回採用した4名の障害種別を言えないということだが、なぜかと思ってしまう。どういう仕事を与えるか考えて、障害別の試験を行うのが本来の筋ではないか。

・ワークステーションで知的障害者を雇用したときには、その仕事ができる、できないかより、できる仕事を作るのが行政ではないか。

(事務局)

・担っていただける仕事を庁内に照会して、その業務を担っていただくということで募集する。

・知的障害者でも担っていただけるような業務を庁内から集めてきている状況。

(委員)

・3障害がワークステーションで一緒に働けば、精神障害のある人がパニックになるということも考えられる

(事務局)

・支援員も数名入れて、そこはしっかりケアしていきたいという思いでやっている。

(委員)

・夏に設置ということだが、障害者と一括りにすると、知的障害者等にとっては試験の項目が引かかってくる。例えば試験ではなく、どういう仕事ができるかを検討してってもらいたいというのが知的育成会のお願いです。

(事務局)

・はっきりした体制は言えないが、ワークステーションには正職員を配置し、支援員を数名構えることを検討している。ご意見を踏まえて検討する。

(委員)

・庁内で特化した支援員を養成するのか。

(事務局)

・支援員は新たに雇うことを考えている。

(委員)

・委員が言っていることを解説すると、とくに知的障害者、発達障害者はその仕事ができるかという考え方よりもその人にできる仕事を考えなければいけないので、障害者として雇用してその人に合う仕事を探すという考え方も必要ということ。賃金に見合う仕事かどうか私たちも一定の理解はしないといけないが、委員の言っていることも分かっておいてもらいたい。

(事務局)

・相談も含めて、支援する体制はどのような形がベストか検討したい。

(委員)

・障害者の別枠採用ができたときには「自力で通勤」、「自力で業務遂行」等の地方公務員法の業務遂行能力が必要だったと思う。先ほどの話では介護を受けながら業務

を遂行してよろしいということだったが、自分がもらっている給料以上に介護する人への賃金を支払って働いていては何のために働いているか分からない。私は、障害者が働くためには支援が必要であり、障害者を一人雇用すればもう一人健常者が要るので、障害者を雇用することで健常者の雇用も広がると言ってきた。障害者雇用を達成して、県庁も障害者もハッピーになれる仕組みをもっと考えた方がいいのではないか。

- ・地公法の業務遂行能力がなければ公務員になってはいけないと思う。全体の奉仕者であることを崩してよいのかと思うし、県庁職員とは何かということから議論しなければいけないと思う。

(会長)

- ・8月設置ということなので、6月の時点で、今日の意見を聞いての具体的なイメージをお示しいただきたい